

千葉県教育委員会会議議事録

令和2年度第9回会議（定例会）

1 期 日 令和2年12月16日（水） 開会 午前10時30分
閉会 午後 0時07分

2 教育長及び出席委員

教育長 澤川 和宏
委員 井出 元
佐藤 真理
岡本 毅
花岡 伸和

3 出席職員

教 育 次 長	吉野美砂子
企画管理部	
企 画 管 理 部 長	藤谷 誠
企 画 管 理 部 次 長	長谷川 聡
教 育 総 務 課 長	浅尾 智康
教 育 施 設 課 長	西原 正男
教育振興部	
教 育 振 興 部 長	中村 敏行
学 校 危 機 管 理 監	望月 賢二
教 育 振 興 部 次 長	萬谷 至康
生 涯 学 習 課 長	大森けい子
学 習 指 導 課 長	佐藤 晴光
特 別 支 援 教 育 課 長	青木 隆一
教 職 員 課 長	酒井 昌史
教 育 振 興 部 副 参 事	富田 浩明
体 育 課 長	伊藤 政利

企画管理部

教育政策課主幹兼教育広報室長	金井 一喜
教育施設課副課長	門田 徳征
同 施設・管理班長	森 祐司
同 主事	鈴木 紀大

教育振興部

学習指導課主幹兼高等学校指導室長	武富 恒徳
同 主席指導主事	中村 孝幸
同 指導主事	織田 克彦
同 指導主事	征矢 健
特別支援教育課 主幹兼教育課程指導室長	松田 厚
同 指導主事	塩田 順子
教職員課主幹兼管理室長	増田 武一郎
同 主席管理主事	大矢 孝之
同 管理主事	澁谷 義範
同 管理主事	廣瀬 哲也
同 管理主事	榎本 武人

事務局

企画管理部教育総務課 主幹兼委員会室長	渡邊 尚久
同 副主幹	山口 聖剛
同 主査	齋藤 智史
同 副主査	稲田 敏志

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 井出 元 教育長職務代理者

6 令和2年度第8回教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第54号議案から第63号議案の議案10件と報告1及び報告2の報告2件である。第57号議案から第60号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第四号「知事又は議会に対する意見の申し出等」に該当することから、第61号議案から第63号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

8 審議事項

第54号議案 令和4年度千葉県県立高等学校入学者選抜の日程について

【学習指導課長】

議案2ページを御覧いただきたい。この入学者選抜の日程は、「県立高等学校管理規則」第25条を受けて生徒の募集及び入学者の選抜方法等の一部である日程を決定するものである。この日程については、千葉県公立高等学校入学者選抜方法等改善協議会での御意見も踏まえて検討を重ねてきたが、令和3年度選抜同様、出願期間は、志願者がゆとりある出願をすることができること、志願変更期間を2日間設け、志願者が家庭や学校で十分相談できること、高等

学校での準備の時間も考え、志願変更から検査日までを2日空けることなど、志願者、中学校及び高等学校にとって時間に余裕のある日程となるよう配慮した。

令和4年度千葉県県立高等学校入学者選抜のうち、「一般入学者選抜等」について主な日程を説明する。1-(1)願書提出は令和4年2月9日、10日、14日、1-(2)志願変更等は2月17、18日、1-(3)はいわゆる本検査になるが、学力検査は2月24、25日に実施する。なお、インフルエンザ罹患等により本検査を受検できなかった志願者を対象に、1-(5)にあるとおり、追検査を令和4年3月3日に実施する。入学許可候補者の発表は3月7日(月)である。以上が一般入学者選抜等の主な日程であるが、これは、令和3年度入学者選抜とほぼ同様の日程となっている。

以下、2「第2次募集」、3「定時制の課程の追加募集」、4「通信制の課程の3期入学者選抜」、議案3ページの5「3部制定時制の課程の秋季入学者選抜」、6「通信制の課程の4期入学者選抜」の日程である。なお、令和3年度と令和4年度の日程の詳細な比較は、議案資料1-1及び1-2ページに詳しく示してあるので、後程御覧いただきたい。

入学者選抜の具体的な方法等を定めた選抜要項については、令和3年度の教育委員会会議でお諮りする予定である。ただし日程については、中学校及び高等学校において、計画的で円滑な学校運営が図れるよう、できるだけ早く決定する必要があり、今回先立って提案するものである。この入学者選抜の日程が議決されたら、関係機関に通知するとともに、報道発表する。

【澤川教育長】

令和3年度入学者選抜では、新型コロナウイルス感染症の罹患等により、本検査・追検査を受検できなかった者を対象とした特例検査を実施するという報道発表があったが、令和4年度についてはどうなるか。

【学習指導課長】

令和3年度の特例検査については、先週報道発表させていただいた。今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めて、令和4年度入学者選抜において特例検査が必要かを判断する。

【澤川教育長】

令和4年度入学者選抜は、前期・後期選抜が一本化された2回目の選抜となる。しっかり周知をして中学校に定着させてほしい。

【澤川教育長】

第54号議案について、可決したいがよろしいか。

【井出教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第54号議案は、原案どおり可決する。

第55号議案 令和4年度千葉県県立中学校入学者決定の日程について

【学習指導課長】

議案5ページを御覧いただきたい。また、議案資料4-1ページには、本年度行う令和3年度入学者決定の日程と比較して示してあるので、併せて御覧いただきたい。入学願書の提出は、令和3年11月22日(月)から25日(木)までとし、一次検査は令和3年12月11日(土)に実施し、一次検査の発表は同年12月22日(水)とする。一次検査で合格となった場合、志願者は報告書を、中学校では調査書に値するものであるが、令和4年1月11日(火)、12日(水)に志願する学校に提出する。二次検査は、同年1月24日(月)に実施する。今

回初めて平日の実施となるが、小学生が予め自分の進路について計画し、準備しやすいように令和3年度入学者決定と同時期とし、二次検査の結果発表は令和4年2月1日（月）とした。

入学者決定の具体的な方法等を定めた決定要項については、令和3年度の定例教育委員会会議で諮る予定である。ただし日程については、県内各小学校と県立中学校において、計画的で円滑な教育活動が行われるよう配慮し、決定要項に先立って本日審議をお願いするものである。この入学者決定の日程が議決されたら、関係機関に通知するとともに、報道発表する。

【澤川教育長】

これまで、県立中学校の二次検査は曜日固定で実施されてきたが、来年度については二次検査を日付で固定し、令和4年1月24日に実施、今年度と日付を同じくするということである。令和5年度以降はどうする見通しであるか教えてほしい。

【学習指導課長】

検査日程は毎年度、状況を見極めながら検討するが、曜日を固定する場合、検査日程が前後一週間ずれる場合がある。小学生の進路が多様化する中で、小学生があらかじめ自分の進路について長期的な展望を持って計画しやすいよう、令和5年度以降も、日付を1月24日にするということの起点を考えていきたい。

【澤川教育長】

東京の私立学校ではサンデーショックということで、年度によって大きく入試日程が変わって、子供たちが右往左往したということがある。日付を固定することで、千葉中学校、東葛飾中学校に本当に進学したい児童に受検してもらえるのではないかと期待する。

【澤川教育長】

第55号議案について、可決したいがよろしいか。

【井出教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第55号議案は、原案どおり可決する。

第56号議案 令和4年度千葉県県立特別支援学校幼稚部・高等部及び高等部専攻科入学者選考の日程について

【特別支援教育課長】

議案7ページを御覧いただきたい。令和4年度の入学者選考の日程については、記載のとおりである。議案資料6-1ページを御覧いただきたい。日程についてであるが、昨年度からの大きな変更はない。県立特別支援学校の入学者選考の日程については、3種類あるが、一覧の番号に沿って説明する。

一つ目は、1の「幼稚部」、2の「高等部普通科」、5の「高等部専門学科（千葉盲学校（総合生活科）及び千葉聾学校）」、7の「高等部専攻科（千葉聾学校の理容科）」の入学者選考である。高等学校の入学者選抜に準じて、2月24日、25日に実施する。

二つ目は、3の「高等部普通科（職業コース）及び高等部専門学科（知的障害者対象）」の入学者選考を1月12日、13日に実施する。これは、この選考で不合格となった場合、高等部普通科の受検を可能とするため、1月に実施するものである。

三つ目は、4の「高等部専門学科（千葉盲学校（保健理療科）」、6の「高等部専攻科（千葉盲学校（理療科、保健理療科）」の入学者選考を2月7日、8日に実施する。これは、あん摩・マッサージ・指圧師等国家試験が2月下旬に実施されるため、その時期と重複を避け、日程を設定するものである。

選考要項については、令和3年5月の教育委員会会議で諮る予定である。この選考日程は、教育委員会会議にて議決を経た後、報道発表及び県教育委員会のホームページで公表する。

【澤川教育長】

第56号議案について、可決したいがよろしいか。

【井出教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第56号議案は、原案どおり可決する。

報告1 令和3年度千葉県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症に係る特例検査について

【学習指導課長】

報告資料1ページを御覧いただきたい。本年度から本県公立高等学校入学者選抜は、これまでの前期・後期選抜から一本化され、2月24日、25日に本検査を実施し、インフルエンザ等の理由で本検査をどうしても受検できない志願者のために、3月3日に追検査を実施し、本検査、追検査併せて、3月5日に入学許可候補者、いわゆる合格発表を行う。しかし、新型コロナウイルス感染症の場合、どちらの検査も受けることのできない可能性があることから、「新型コロナウイルス感染症に係る特例検査」を本検査から3週間余り後の、3月19日（金）に実施することとした。

3の検査内容であるが、県が作成した学力検査問題「国語・数学・英語」の3教科各50点の一括問題を90分で実施する。なお、本検査で学力検査を実施しない外国人の特別入学者選抜等では面接・作文とする。4の実施場所であるが、特例検査の会場は、県内5か所の施設で実施することとし、当日の運営や検査の監督は、県教育委員会の職員を当てることとする。報告資料2ページを御覧いただきたい。6の定員であるが、特例検査での合格者数は募集定員の枠外とし、8にあるように、結果発表は3月23日午前9時に行うこととした。

続いて報告資料3ページを御覧いただきたい。想定される受検パターンを示している。本検査を志願した受検生が、本検査当日、インフルエンザによる発熱や、新型コロナウイルスの影響で、本検査を全く受検できなかった場合が追検査の対象となる。この追検査の時点でも新型コロナウイルス感染症から回復していない場合や、追検査直前に新型コロナウイルスに感染した又は濃厚接触者となりPCR検査の結果が出ていないなど、追検査も受けることができない志願者が、新型コロナウイルス特例検査の対象となる。ここで表の中ほどの2次募集の欄を御覧いただきたい。3月15日に行われる2次募集は、3月5日に発表した合格者数が定員を満たさなかった、いわゆる定員割れをした学校が実施をするが、この時点で進路が決定していない受検生は、誰でも受けることができるものである。したがって、特例検査の対象者でも受検することができることとした。ただし、2次募集で合格した場合はその学校へ入学することが前提となり、それ以降の検査は受けられない。不合格の場合は、特例検査を受検することができる。繰り返しになるが、特例検査は本検査に出願したけれども新型コロナウイルス感染症のために本検査、追検査ともに受けられなかった受検生の受検機会を保障するものであり、受検する学校は当初志願した学校に限り、その合否は、その学校の募集定員が2次募集までに満たされているか否かに関わらず、各学校で適切に判断する。

新型コロナウイルス感染症の拡大が予断を許さぬ状況ではあるが、こうした状況下でも、受検生一人一人が安心して受検に臨めることが何よりも大切であることから、本日に先立ち、先週12月11日（金）に報道発表させていただき、各県立学校及び市町村教育委員会を通じて県内各中学校に周知したことを報告する。

【岡本委員】

県立中学校の入学決定において、特例追検査の実施はどう考えているか。どうしても千葉中学校や東葛飾中学校に入学したいという児童から、特例追検査を実施することへの期待はあると思うがどうか。

【学習指導課長】

県立中学校は両校とも、募集定員は男女同数を原則として80名、1学級40名で2学級の編成となっている。両校とも非常に高い倍率で、あらかじめ定員を空けておくことは適切ではないと判断し、特例による追検査は実施しないこととしている。

【岡本委員】

募集定員の80人を超え、81人や82人になった場合はどういう影響があるか。

【学習指導課長】

義務教育段階であり、標準法で中学生については1学級を40名以下で編成することになっている。80人を超えてしまうと、クラス数を増やす必要性が出てくることになる。

【岡本委員】

あらかじめ空席を作っておくことはできない、また、80名を超えることはできない。特例追検査を実施すると、一般に受検した児童に対して不公平が生じることや、法律上の制約から、特例追検査を実施できないという解釈でよいか。

【学習指導課長】

そのように御理解いただきたい。

【澤川教育長】

入学決定検査では、どこかで不合格者を出さなければならない。児童の努力が報われるようであって欲しいが、高い倍率の中で公平でなければならない。定員80名の縛りの中で何ができるかということだと感じた。

別件であるが、関東近県で新型コロナウイルス感染症の罹患者等を対象にした高等学校入学者選抜における特例検査を、本県と同じように実施する都県があれば教えてほしい。

【学習指導課長】

関東近県でも多くの都県が特例検査を実施予定である。本県のように本検査から3週間空けて実施する都県はない。多くの都県では2週間程度の期間を空けて実施するところが多い。

【澤川教育長】

関東近県においては、特例検査を設定することが通例になっているということか。

【学習指導課長】

そのとおりである。

【澤川教育長】

イレギュラーな措置だとは思いますが、義務教育を終える中学生が安心して受検に臨むことができるよう、実施しなければならないと考える。

報告1は終了

報告2 令和3年度千葉県県立特別支援学校幼稚部・高等部及び高等部専攻科入学者選考における新型コロナウイルス感染症に係る特例選考について

【特別支援教育課長】

報告資料4ページを御覧いただきたい。新型コロナウイルス感染症に罹患した生徒等の受検機会を確保するため、県立高等学校入学者選抜と同様に、県立特別支援学校の入学者選考においても特例選考を実施することとした。

Aの高等部普通科（職業コース）及び高等部専門学科（知的障害者対象）の入学者選考においては、1月13日、14日の本選考を受検することができず追選考の対象となった場合、1月20日の追選考、2月9日の特例選考により、受検できるようにする。また希望者は2月3日の2次募集選考も受検をすることができる。B及びCの高等部普通科等の入学者選考においては、県では日程は定めず、各学校長が学校の状況等を踏まえ、本選考から5日以上空けて追選考、2週間以上空けて特例選考を実施することとする。報告資料5ページを御覧いただきたい。本選考の実施に当たっては、志願者の健康状態に応じて、「通常選考」、「（通常選考における）別室受検」、「追選考又は特例選考」の判断を行い、志願者が安心して受検できるよう対応していく。

報告2は終了

委員報告 1000か所ミニ集会について（県立松尾高等学校）

【花岡委員】

11月30日に県立松尾高校で行われた、1000か所ミニ集会に参加した。松尾高校は文部科学省のスーパー・グローバル・ハイスクール事業を5年間にわたり実践しており、今年度はそれを引き継いだ新たな取組、“MTO”という取組について伺った。MTOとは *motivate, try to solve, output* の頭文字を取った松尾高校独自の取組であり、動機付けから実際の研究活動、行動へと学年ごとに MTO を促進していく取組である。柔軟な考え方と国際的な視点でこのような取組を実践し、生徒の自主性が促されていることが素晴らしいと感じた。高校生プレゼンテーションコンテストという活動を実施しており、その中で、成田空港が近いという立地を生かして、地元山武市の特産のフルーツを利用したタルトを作成し、お土産として全国や世界に発信してほしいという発表を聞いた。その後、プレゼンテーションコンテストで発表のあったタルトの商品化について、地域の方々が話し合いを行っているグループワークを拝見した。グループワークに参加されている方々も多様で、学校関係者や行政の方、福祉関係の方、地元企業の方、色々な業種の方が参加されており、活発な意見交換が行われていた。高校生のアイデアが形になっていく、それを地域の大人が助けていくという姿は、学校の地域連携の在り方としては頼もしいと感じた。

委員報告 1000か所ミニ集会について（船橋市立二宮小学校）

【花岡委員】

12月1日に船橋市立二宮小学校で行われた、1000か所ミニ集会に参加した。学校での防犯教育とスクールガードの防犯活動報告、防犯マップの紹介があった。スクールガードの皆さんが熱意を持って活動をされている印象を受けた。若い方にもっと加入してほしいという意見があり、その対策として缶バッチを1,000個作成し、多くの方に配る活動をされていた。まずは保護者の方がカバン等に付けてほしいと発言されており、広まることを期待している。二宮小学校は昔から地域の方々に支えられてきた。引き続き、地域の方々とコミュニケーションを取り、連携を深めていくことが重要であると校長先生がおっしゃっていた。スクールガードの方が、「校長先生の人柄で学校を信頼した」といった発言もあり、開かれた学校を目指していくには、校長先生のキャラクターというものが問われるのだと思った。そこに、教育委員

会としてコーディネーターの配置等の支援を進められたら、もっと学校が地域に開かれ、コミュニティースクールが普及していくのではないかと感じた。

委員報告は終了

<傍聴・報道 退出>

第57号議案 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の原案について

【教職員課長】

議案9ページを御覧いただきたい。義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する必要があることから、県議会に議案を提出するよう、知事に申し入れをするものである。

議案資料9-1ページの2「改正理由」を御覧いただきたい。本件は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が一部改正されたことに伴い、教育職員について、一年単位の変形労働時間制を条例により実施できることとなったため及び文部科学大臣の定める教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針に基づき、教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する方針を定めるため、改正するものである。

一年単位の変形労働時間制については、教育職員について、長期休業期間等に勤務時間が割り振られない日を連続して設けることを目的とする場合に限り、必要のある者について、規則で定める範囲内で、週休日及び勤務時間の割振りを、通常とは別に定めることができるようにするものである。

教育職員の業務量の適切な管理等については、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について、教育委員会の定めるところにより行うものとする。

施行期日については、令和3年4月1日とする。議案の説明は以上であるが、内容の変更を伴わない、立法技術上の字句の訂正等が必要となる場合については、事務方にこれを一任していただきたく願います。

【澤川教育長】

給特法の久しぶりの大改正である。文科省が示している文章量が多く、内容はシンプルだが、細かいところまで規定しているため改正の量が多い。細かい字句修正、立法技術的な修正は、事務方にお任せいただきたい。

1年単位の変形労働時間制について、どのような形での運用を想定しているのか。勤務時間等の割り振りは現場によって様々だと思うが、あくまで制度の話なので、一般的にどのような場面で、1年単位の変形労働時間制を活用して、その結果、どうなるのかという具体的な例を、わかり易く事例で教えていただきたい。

【教職員課長】

学校には繁忙期というものがある。各学校種においては年度始め、各学校行事、高等学校では入学者選抜業務等で忙しい時期があって、どうしても勤務時間が伸びてしまうことがある。そこで、その時間を勤務時間に位置づけ、その分を長期の休業期間、例えば夏季休業、冬季休業に勤務を要しない日を設け、休みにしていくことで、教職員のリフレッシュが図られ、ひいては子どもたちへの良い教育につながると考えられる。

【澤川教育長】

これは給特法なので公立学校が対象だが、本県における国立学校や私立学校での導入状況、

実際の運用状況がどうなっているか教えていただきたい。

【教職員課長】

県教育委員会の把握する限りにおいて、千葉県内の国立及び私立学校のうち、3校で既に1年単位の変形労働時間制を導入していると聞いている。導入している学校に聞き取りをした結果、繁忙期については、年度始めの業務、体育祭、文化祭及び入試時期等を設定しており、長期休業期間中に休日のまとめ取りをしていると聞いている。

【澤川教育長】

いずれにせよ忙しい時期、上手く変形労働時間制を取り入れれば、結果として、その他の時期に勤務が縮減でき、まとめ取りで休みの日が増えるという形になるだろうと思う。千葉の公立学校では、変形労働時間制をあまり活用していないのではないかという気がするので、実際の割り振りとなると、校長が慣れていないのではないか。4月から導入という形になるのであれば、制度と運用についてしっかり周知して、有効に活用できるようにしてもらいたい。

7条関係について、県の方針だが、今までガイドライン等を作って取組を進めてきたと思うが、ガイドラインとこの条例に定める方針は、二重に定めることになるのか。

【教職員課長】

同一のものになる予定である。

【澤川教育長】

今あるガイドラインを元に、この条例上の方針に格上げするということでよろしいか。

【教職員課長】

そのとおりである。

【澤川教育長】

まとめ取りを長期休業中にと、制度上の根拠となるような理由は何か。

【教職員課長】

長期休業中のまとめ取りについては、国の指針等にも示されており、まとめ取りは長期休業中に限ると示されている。

【岡本委員】

休業期間中に、休みをまとめ取りする趣旨は何か。

【教職員課長】

夏休み等には子供たちもおらず、業務が削減可能であり、完全に休む時間を作るということと、長期に渡って休業が取れてリフレッシュが可能であるということである。

【澤川教育長】

現場で実際の割り振りが色々できるだろうが、1学期中にまとめて取るのは現実的に困難だろうと思う。そのあたりを勘案して、夏休み、冬休み等の長期休業期間にまとめ取りをしてくださいということを、制度上に盛り込んでいく形であろう。

国立と私立については労働基準法に基づいてやっているもので、そこは特にまとめ取りの時期等について指定はないが、今回の給特法については国の指針等において、夏休み等にまとめ取りをしてくださいということを求めている。

【佐藤委員】

総合教育センター等の視察をさせていただくと、やはり夏休み期間中に集中して講習等がたくさんあって、学校の先生たちが年休を取りにくいという話を聞く。部活等の試合もあり、相

当考えていかないと、実際に働いている先生たちは、休みを取りにくいと思うがどうか。

【教職員課長】

今後、業務改善等を進めていく中で、研修等を見直すとともに、この制度については、個人で休みを取れるので、取れる人から取っていくという形になる。

【澤川教育長】

お盆の週に学校閉庁日を設定し、全国的にも、千葉県でも先生方の休暇取得を進めているところだが、忙しい時期に正規の勤務時間を超えて働いた部分を、お盆の週にあてていく、そのような運用がなされるのではないかと期待している。そうなれば、今まで閉庁日を年休にあてていたものが、夏休み中の他の期間に取ったり、病気の時に取ったりできるかもしれない。我々としても業務を改善していかなければならないのだが、この制度と学校閉庁日を上手く連携することで、ある程度効果が上がるのではないか。

【澤川教育長】

第57号議案について、可決したいがよろしいか。

【井出教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第57号議案は、原案どおり可決する。

第58号議案 専決処分の申し入れについて

第59号議案 専決処分の申し入れについて

教育施設課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第60号議案 契約の締結について

【体育課長】

千葉県総合スポーツセンター野球場照明塔設置工事請負契約の締結に関する議案である。この工事案件は予定価格5億円以上の工事であるため、県議会の議決を経る必要があるため、令和3年2月定例県議会に契約締結の議案として提出するよう知事に申し入れることについて、御審議いただくものである。

議案資料24-1ページ「千葉県総合スポーツセンター野球場照明塔設置工事の概要」を御覧いただきたい。総合スポーツセンター野球場については、平成30年度から令和元年度にかけて耐震・大規模改修を実施したが、さらなる利便性の向上や利用者の安全確保のため、照明設備の設置を行うものであり、令和4年4月の供用開始を予定している。契約については、11月30日に開札した総合評価方式による一般競争入札で5者の応札があり、評価値が最も高かった株式会社ナリコーと仮契約を締結しており、契約金額は6億480万2千円である。なお、本件が令和3年2月定例県議会でも可決されると、契約の効力が発生することになる。

【澤川教育長】

第60号議案について、可決したいがよろしいか。

【井出教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第60号議案は、原案どおり可決する。

第61号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第62号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第63号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

9 教育長閉会宣告